

問合せ番号
平成18年第7期
21-6937

東京管理事務局
〒144-0051
東京都大田区西蒲田
TEL

特定商取引消費料金訴訟最終通告書

現在、貴殿は 特定商取引料金未納分 について消費契約運営会社から「未だ連絡が無き状態」として、民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡なき場合、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給料及び動産物、不動産物の差し押さえを裁判所執行官立会いのもと強制執行手続きを行い「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟異議申し立て等のご相談に関しましては、当局にて受け賜りますが「消費民法特例法」による法務省認可通達書の為「個人情報保護法」上、必ずご本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達後に、訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するのではありません。

予めご了承下さい。

記

訴訟番号	(あ) 21052
------	-----------

異議申し立て期間	本書到達後 三営業日以内
----------	--------------

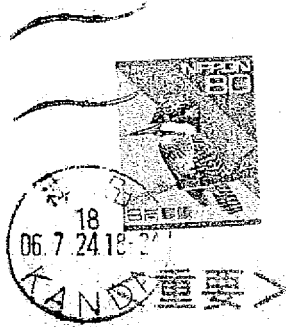
※ 万が一、身に覚えが無い場合、必ず早急にご連絡下さい。

連絡先

〒144-0051
東京都大田区西蒲田
東京管理事務局

訴訟管理課 (平日9時～17時)

※近頃、架空請求の新しい手口として簡易訴訟手続き(簡易訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置されますと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する実例もございます。



特別送達

岡山県岡山市
様
T1-1108

東京管理事務局
〒144-0051
東京都大田区西蒲田
TEL () -